

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年3月まで

20歳に到達した（当時は学生であった）ころに年金手帳と納付書が送られてきて、平成8年4月からの就職に支障があると困ると思ったので、申立期間に係る保険料をA金庫（現在は、B金庫）C支店の窓口で一括納付した。高額のため母親についてきてもらったことを覚えている。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達したころに年金手帳と納付書が送られてきたと主張するところ、D市では、申立期間当時、20歳到達者を抽出して納付勧奨をしており、申立人については、平成8年2月19日ころ本人から学生との回答があったことにより学生職権で加入手続を行い、その後、本人に年金手帳及び納付書を送付したと思われると回答しており、申立人の主張は整合的である。

また、申立人及びその母親は、申立期間に係る国民年金保険料を平成8年2月又は同年3月ころにA金庫C支店の窓口で一括納付したと主張しており、上記の加入手続の時期及び申立期間当時の納付方法からみて不自然さは無い。

さらに、申立人の母親は、申立人の姉も申立人と同様に学生であったので自分（母親）が国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、オンライン記録では、その姉が学生であった平成5年8月から6年3月ま

での期間の保険料は、同年同月 24 日に納付されている。

なお、申立人の姉は、自分の保険料は母親が納付したと思うので自分（姉）の分を納付して、妹（申立人）の分を納付しないということは考えられないとしている。

加えて、申立期間は 6 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から4年3月までの期間及び5年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から49年12月まで
② 昭和54年3月から61年3月まで
③ 平成2年4月から4年3月まで
④ 平成5年4月から6年3月まで

会社を辞めた昭和46年8月ころ、親に勧められて国民年金に加入した。加入手続は母親がしてくれた。結婚するまでは地区の人が保険料を集めに来ていたので母親が払っていたはずである。結婚後は妻が夫婦二人分をその年度分まとめて農協で払っていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を年度分まとめて納付していたとしているところ、申立期間③及び④前後の期間の保険料は納付済みであり、一緒に納付したとするその妻の申立期間③及び④の保険料は納付済みである。

2 申立期間①及び②について、申立人は昭和46年8月ころ、その母が加入手続をしてくれ、国民年金保険料も結婚するまで納付してくれていたとしているが、加入手続及び保険料納付をしていたとする母は、既に他界しており、加入手続及び納付状況は不明である上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意資格取得者の加入日から、昭和 49 年 6 月ころに払い出されたと推認でき、この時点では申立期間①のうち、昭和 46 年度は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、昭和 50 年 5 月の厚生年金保険への加入に伴い、申立人の国民年金被保険者資格は同年 5 月に喪失し、その後の 61 年 4 月の資格再取得まで厚生年金保険から国民年金への切替手続をした形跡がうかがわれないことから、申立期間②は国民年金未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 4 月から 4 年 3 月までの期間及び 5 年 4 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 11 月から平成 2 年 9 月まで
② 平成 3 年 8 月から 4 年 3 月まで

私は、ねんきん特別便が送達されたので内容を確認したところ空白期間があったので、A市役所（現在は、B市役所）C支所に問い合わせたところ、納付記録は大丈夫と言われた。再度、送達されたねんきん特別便でも申立期間が消えていた。申立期間の国民年金保険料は、私が納付してきたので、申立期間②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成4年3月時点では、申立期間②の保険料を現年度により納付することは可能であり、申立人は、申立期間②以降に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っており、納付意識は高かったと考えられ、申立期間も8か月間と短期間である。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年3月に払い出されており、申立人が、申立期間①当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、申立人もA市（現在は、B市）から移動していないため、当該日に加入手続を行ったと推認でき、当該時点で申立期間のうち、昭和62年11月から平成2年1月までの国民年金保険料は時効により納付できず、申立期間①が未加入期間であるため、制度上においても納付で

きない。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から60年12月まで

昭和61年4月ころに国民金融公庫から事業資金融資を受けるために夫の国民年金保険料の納付状況を確認する必要があり、夫婦でA市役所に出向き夫の納付状況を確認したときに、私の記録も確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。私は、夫が自営を始めた57年5月に夫婦で国民年金に再加入し、夫と二人分の保険料を3か月ごとに納付していたので、未納はおかしいと抗議し口論になったが、認めてもらえなかった。そのときに窓口職員から「このまま納付しなければ将来年金をもらうときに不利になる。法律の変更があり今回に限り未納期間の一括納付ができる。」と言われたので、持っていた売上金の中から20万円くらいを納付した。窓口の職員が台帳のようなものに記入し、その台帳に印を3、4回押して「これで未納期間はすべて納付され年金記録台帳も訂正しておきました。心配することはありません。」と言ったことを覚えている。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和61年4月ころ申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立期間直後の61年1月から同年3月までの保険料が時期は不明であるが過年度納付されていることがオンライン記録から確認でき、同期間の過年度納付は61年5月以降に納付されることとなることから、申立人は同期間の過年度納付の時点では、最大59年4月から60年12月までの期間を過年度納付することが可能

である。

また、申立人は、さかのぼって保険料を納付した経緯を具体的に申述している上、上記期間を納付するのに必要な保険料額は申立人が一括納付したとする金額とおおむね一致する。

2 一方、申立期間のうち昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月までの期間については、上記の申立人が過年度納付をしたと考えられる時点では時効により納付できず、この期間を含めて納付するために必要な保険料額は申立人が一括納付したと主張する金額と大きく相違している。

3 申立人は、昭和 57 年 5 月に夫婦で国民年金に再加入し、その夫と二人分の保険料を 3 か月ごとに納付していたとも主張しているが、特殊台帳には 54 年 10 月 26 日の国民年金被保険者資格喪失日が記載されているが、57 年 5 月 1 日の資格取得日は記載されていないことから、申立期間は当時未加入期間であったが、申立人がさかのぼって保険料を納付した 61 年に 57 年 5 月 1 日の被保険者資格取得日が追加されたことにより未納期間となったもので、申立期間当時は保険料を納付できなかったと推認される。

また、申立人は、確定申告をするために 5 年間領収証書を保管していたとしているが、市で納付記録を確認したとする昭和 61 年 4 月の時点では、申立期間の保険料領収証書は保管されていたはずであり、申立人が現年度納付してきた証拠として、これを市職員に提示しなかったのは不自然である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び6年12月から7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月
② 平成6年12月から7年2月まで

私は平成2年2月ころ国民年金に加入し、第3号被保険者期間を除き夫婦二人分の国民年金保険料を私が郵便局や銀行で納付していた。申立期間①及び②の保険料は確かに納めており、一緒に納めていた主人は先の第三者委員会への申立てで納付が認められた。

納付したはずの申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間中に未納は無く、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間②について、同期間の前後は納付済みであり、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫は申立期間②を含む平成6年12月から7年3月までの期間を過年度納付しており、納付意識の高かった申立人が夫のみ納付し、自身の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、それぞれ1か月、3か月と短期間である申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び55年7月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和55年7月から56年3月まで

申立期間①については、会社退職直後の昭和46年3月ころ、A市役所で夫婦二人分の国民年金への加入手続を妻が行い、その後郵送されてきた納付書により同市役所内にあったB銀行（現在は、C銀行）で夫婦二人分の国民年金保険料を妻が納付していた。

申立期間②については、申立期間①と同様に夫婦二人分の保険料を妻が納付していた。妻は納付済みである。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社退職直後の昭和46年3月ころ、A市役所で夫婦二人分の国民年金への加入手続をその妻が行い、その後郵送されてきた納付書により同市役所内にあったB銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を妻が納付していたとしているところ、夫婦が国民年金への加入手続をしたとする時期は47年5月ころであると推定でき、その時点では申立期間①の保険料は過年度納付できる期間である。

また、申立人のA市の国民年金被保険者名簿の検認記録には、申立期間①中である昭和46年度の4月及び10月の欄に納付済印が押されており、オンライン記録と不整合となっていることから、行政側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立人が、12か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、郵送されてきた納付書により同市役所内にあったB銀行で夫婦二人分の国民年金保険料をその妻が納付していたとしているところ、申立期間②の前後は納付済みであり、夫婦二人分の保険料を納付したとするその妻は申立期間②の保険料を納付していることから、申立人のみ申立期間②が未納となっているのは不自然である。

また、申立人が、9か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から56年3月まで

申立期間については、昭和46年4月ころ、父がA市役所（現在は、B市役所）で国民年金への加入手続を行い、家族全員の分の国民年金保険料をC組合の婦人会の集金人に父が納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和46年4月ころ、その父がA市役所で国民年金への加入手続を行い、家族全員の分の国民年金保険料をC組合の婦人会の集金人に父が納付していたとしているところ、申立期間当時、税務関係を委託していた公認会計士事務所作成の源泉徴収簿つづりの「給与所得者の保険料控除申告書」により、51年1月から55年12月までの国民年金保険料が控除されていることが確認でき、国民年金保険料の合計額は当時の保険料額と一致することから、保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間当時、同居の両親とともにDの製造販売業を営んでおり、申立期間後の昭和61年10月には個人経営から株式会社に移行し、収入も安定していたものと推認できることから、申立期間のうち、51年1月から55年12月までの保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和46年4月から50年12月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間については、税務関係を委託して

いた公認会計士事務所作成の源泉徴収簿つづりの「給与所得者の保険料控除申告書」には国民年金保険料を控除したとする記載が無い上、保険料を納付したとする申立人の父は既に他界しており、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付については関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 50 年 12 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間についての国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 55 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から53年5月まで

申立期間については、昭和46年4月ころ、父がA市役所（現在は、B市役所）で国民年金への加入手続を行い、家族全員の分の国民年金保険料をC組合の婦人会の集金人に父が納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和46年4月ころ、その父がA市役所で国民年金への加入手続を行い、家族全員の分の国民年金保険料をC組合の婦人会の集金人に父が納付していたとしているところ、申立期間当時、税務関係を委託していた公認会計士事務所作成の源泉徴収簿つづりの「給与所得者の保険料控除申告書」により、51年1月から53年5月までの国民年金保険料が控除されていることが確認でき、国民年金保険料の合計額は当時の保険料額と一致することから、保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間当時、同居の両親とともにDの製造販売業を営んでおり、申立期間後の昭和61年10月には個人経営から株式会社に移行し、収入も安定していたものと推認できることから、申立期間のうち、51年1月から53年5月までの保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和46年8月から50年12月までについては、税務関係を委託していた公認会計士事務所作成の源泉徴収簿つづり

の「給与所得者の保険料控除申告書」には国民年金保険料を控除したとする記載がない上、保険料を納付したとする申立人の父は既に他界しており、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付については関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和46年8月から50年12月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から53年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、申立人の 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで

申立期間①については、会社退職直後の昭和 62 年 5 月に A 社会保険事務所（当時）において、国民年金への加入手続及び口座振替による国民年金保険料の納付手続を私が行い、納付していた。申立期間②については、申立期間①と同様に口座振替による保険料の納付をしていたが、未納通知書が来たのでうっかり納付してしまった。申立期間①の保険料が未納となっていること、及び申立期間②が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社退職直後の昭和 62 年 5 月に A 社会保険事務所において、国民年金への加入手続及び口座振替による国民年金保険料の納付手続を行い、保険料を納付していたとしているところ、申立人が所持する B 銀行（現在は、C 銀行）D 支店の総合口座通帳により申立期間①の保険料が引き落とされているのが確認でき、その申述に不自然さは見られない。

また、申立期間①以後は、保険料をすべて納付しており、納付方法もほぼ前納により納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと推認できる。

さらに、申立人が、8 か月と短期間である申立期間①の国民年金保険

料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に口座振替による保険料の納付をしていたが、未納通知書が来たのでうっかり納付してしまったとしているところ、申立人が所持するB銀行D支店の総合口座通帳により申立期間②の保険料が引き落とされているのが確認でき、また、申立人が所持する領収証書により申立期間②の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの保険料が、2 年 2 月 22 日に過年度納付されていることが確認できることから、保険料の重複納付と推認でき、その申述に不自然さは見られない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 62 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人は、昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月まで

昭和 53 年 3 月に会社を退職後、国民年金と国民健康保険の加入手続を A 市役所で行い、子供がまだ幼かったため、妻と二人分の保険料を私が市役所の窓口で納付した。申立期間において、妻は納付済みであるのに、私の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻と二人分の保険料を A 市役所の窓口で納付したとしているところ、夫婦二人の納付日は、記録の残る昭和 59 年以降、おおむね一致しており、基本的に夫婦二人分を一緒に納付していたことが認められることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 10 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は納付可能な期間である。

さらに、申立人が、13 か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から48年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

申立期間①の国民年金保険料は、A市役所の職員に過去の未納分をさかのぼって納付するよう指導されたため、言われるままの金額を納付した。その時の状況をまざまざと記憶している。

申立期間②の国民年金保険料も間違いなく納付したはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市役所の職員に過去の未納分をさかのぼって納付するよう指導されたため、言われるままの金額を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和48年3月ころであり、申立期間①のうち、47年4月から48年3月までは現年度保険料としてA市役所で納付することが可能な期間であった。

また、申立人が記憶しているA市役所での職員との会話の状況は具体的で、その内容に信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人が、申立期間①のうち12か月と短期間である昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、間違いなく納付したはずであると主

張しているところ、申立期間②前後の期間は納付済みである上、申立人が3か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料について、申立人は、A市役所の職員に過去の未納分をさかのぼって納付するよう指導されたため、言われるままの金額を納付したと主張しているが、申立人の国民年金への加入推定期である48年3月ころの時点では、過年度保険料として納付することが必要な期間となるところ、当時、申立人が納めたとするA市役所では過年度保険料の収納を行っていなかった。

また、申立人が、昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年1月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時、私は学生であったため、母親がA市役所で免除申請の手続をした際に、免除期間とならない2か月分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時学生であったため、その母親がA市役所で申立人に係る国民年金保険料免除申請の手続をした際に、免除期間とならない2か月分の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成8年3月ころであり、その時点で20歳到達月の7年*月までさかのぼって第1号被保険者の資格を取得していることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった上、オンライン記録で8年3月に免除申請をしたことが確認できることから、申立人に係る国民年金への加入手続をした際に、申立期間のみを未納としているのは不自然である。

また、申立人の母親は、昭和48年9月から61年3月までの期間を国民年金に任意加入して保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められ、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年9月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月から60年6月まで
② 昭和60年7月から62年7月まで

20歳になったときに父が国民年金に加入してくれて、国民年金保険料も納付してくれたはずである。申立期間①は保険料が未納となっていることに、申立期間②は未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった時にその父が国民年金の加入手続をしてきて、国民年金保険料も納付してくれたところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和60年7月ころであり、その時点では申立期間の国民年金保険料は納付可能な期間である。

また、申立期間①当時同居していた申立人の父母は申立期間①について納付済みとなっている上、申立人の10か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、その父が国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、申立人の被保険者資格は昭和60年7月31日に資格喪失をしており、申立期間②は制度上保険料を納付することはできない。

また、申立期間②の保険料を納付したとする申立人の父は既に他界しているため、証言が得られず当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 8 月までの期間及び 58 年 6 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 8 月まで
② 昭和 58 年 6 月から 60 年 3 月まで

申立期間①については、両親から 20 歳になったら国民年金の保険料を納めるように言われていたので、昭和 43 年に国民年金に加入し、20 歳の時からずっと保険料を納めてきた。

申立期間②については、昭和 60 年 4 月にようやく国民年金の保険料を納付できる状態になったので、それまで未納となっていた期間の約 13 万円から 14 万円くらいの保険料をまとめて A 郵便局において納付書で納付した。申立期間①が未加入及び申立期間②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 43 年に国民年金に加入し、20 歳の時からずっと保険料を納めてきたとしているところ、国民年金被保険者名簿には厚生年金保険に加入したことにより 50 年 1 月に被保険者資格を喪失した旨の記録が存在する一方で、オンライン記録では申立人の申立期間①における厚生年金保険への加入が確認できず、オンライン記録と国民年金被保険者名簿の記録との間に不整合が見られ、50 年 1 月に国民年金被保険者資格を喪失した理由が不明である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人が、8 か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 60 年 4 月にようやく国民年金の保険料を納付できる状態になったので、それまで未納となっていた期間の約 13 万円から 14 万円くらいの保険料をまとめて A 郵便局において納付書で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、44 年 7 月ころであることから、60 年 4 月の時点で申立期間②の保険料をさかのぼって納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間②当時の保険料の納付に関して具体的に記憶しており、申立期間②当時の納付方法、納付場所及び納付金額もおおむね一致することから、申立内容に不自然さは見られない上、22 か月と比較的短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和63年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年11月4日から63年2月1日まで

昭和61年12月に株式会社Aに入社後、62年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、63年12月11日に資格喪失するまで継続して同社に勤務していたが、ねんきん特別便の加入記録と当時の給与明細で厚生年金保険料が控除されている月数を確認したところ、62年11月から63年2月まで厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、株式会社Aにおいて昭和62年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月4日付けで資格を喪失後、同社が社名変更後の株式会社B社において63年6月1日付けで再度資格を取得しているが、62年11月から63年5月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人に係る株式会社Aにおける雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められ、かつ、申立人から提出された株式会社Aの給与支給明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、申立期間を含む昭和62年11月4日から63年6月1

日までの期間のうち、63年2月1日から同年6月1日までの期間について、「当該期間については、株式会社Aから支給された給与において厚生年金保険料を控除されていないので申立期間に算入していない。」と供述している。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおける申立人に係る昭和62年12月分から63年2月分までの給与支給明細書の記録で確認できる保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和26年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から同年9月1日まで
昭和20年9月28日にA株式会社に入社し、本社のD課に勤務していたが、26年2月1日にC出張所に転勤し、27年1月4日まで同出張所で勤務していた。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、C出張所での厚生年金保険被保険者期間が、昭和26年9月1日から27年1月4日までとなっており、実際に勤務していた期間と異なっているので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る複数の同僚の供述及び当該同僚の一人が撮影した複数の写真から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（同社本社から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、辞令は現存していないが昭和26年1月末に転勤辞令を受け、同年2月初旬に転勤したとしていること、複数の同僚が「申立人は、26年2月ころ本社からC出張所に異動した。」と供述していること、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人の後任者二人の異動日が27年2月1日と確認できる上、複数の同僚

の供述及び当該名簿における記録から、同社における異動日は、該当月の1日であったとかがえることなどから、26年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年9月1日におけるA株式会社C出張所に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社を継承したB株式会社では、当時のA株式会社関連の人事書類が現存しないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで

平成4年4月1日に現在在職中の株式会社Bが所属するCグループの前身、株式会社Dに入社し、8年3月にグループ内で異動があり株式会社Aに移籍したが、株式会社Aにおける申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。入社から現在まで継続して勤務しており、在職証明書もあるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めて株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成8年3月28日に株式会社Dから株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aに係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（副）及びオンライン記録における申立人に係る同社の平成8年5月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決

定通知書」(副)における資格取得日が平成8年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで
申立期間は、株式会社Aから関連会社であるB株式会社（現在は、株式会社C）に異動したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社C提出の人事記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び取締役会議事録並びに同社の申立人に係る勤務時期に関する供述から判断すると、申立人は、申立期間の前後を含めて株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年10月1日に株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和42年8月の事業所の事業所別被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立てに係る資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を平成6年10月は32万円、同年11月は30万円に訂正し、申立期間②のうち11年1月及び同年3月の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から同年12月1日まで
② 平成10年9月1日から11年4月1日まで

株式会社Aに勤務していた時の標準報酬月額が、給与支給明細書の厚生年金保険料の控除額と相違している。調べて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成6年10月は32万円、同年11月は30万円、11年1月及び同年3月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により平成6年10月及び同年11月を28万円、11年1月

及び同年3月を30万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が上記金額を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成10年9月から同年12月までの期間及び11年2月に係る標準報酬月額については、当該給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年7月15日から同年9月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
現 住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年7月15日から23年8月10日まで
年金事務所において、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和14年4月1日から29年4月に退職するまでA株式会社に勤務していたのに、20年7月15日から23年8月10日までの記録が確認できなかった。

申立期間のうち、昭和20年7月15日から同年9月1日までは2度目の応召を受け、Bで軍務に励んでいた期間の一部であり、また、復員後は、退職するまで給与から厚生年金保険料を控除されていたことから納得できないので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間について、事業主から提出された労働者名簿により申立人がA株式会社に継続して勤務又は在籍していたことが確認できる。

また、本籍地のあるC自治体D部長の発行する軍歴確認書により、申立人が昭和19年7月15日にBに召集され20年9月1日に除隊した軍歴が確認できる。

一方、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立期間のうち、昭和20年7月15日から同年9月1日までの期間については申立人がBに召集されていた期間であることから、

たとえ被保険者としての届出が行われておらず、法 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、軍歴確認書の除隊日である昭和 20 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

また、昭和 20 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額は、申立人の A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同年 6 月の記録から、120 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から 23 年 8 月 10 日までの期間について、事業主は、「給与台帳等の資料が保存されておらず、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については不明。」と供述しており、申立人の当該期間の厚生年金保険料の給与からの控除について確認できなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A 株式会社 E 事務所が厚生年金保険の適用事業所となった日は申立期間以後の昭和 25 年 10 月 1 日であり、同名簿において申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、オンライン記録において同名又は類似の名称の事業所を検索したが F 地内には該当事業所は無かった。

さらに、A 株式会社 E 事務所における同僚 6 人のうち、5 人は他界しており、回答した一人は、「自分も昭和 23 年 6 月に入社して 29 年 3 月まで勤務したが、23 年 6 月から 25 年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことから本社に照会すると、E 事務所の厚生年金保険の事務について本社は関与しておらず、E 事務所に任せていたので分からないと言われ、分からないままである。」と供述している上、申立人は、上記労働者名簿によれば、23 年 6 月 12 日に G 県の H 鉦山に転勤しており、同鉦山において同年 8 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同名簿に同鉦山閉設により転勤と記載のある 28 年 9 月 8 日後の 29 年 4 月 26 日に同鉦山において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年1月までは40円、同年2月から同年7月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月27日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、株式会社Aに正社員（B作業）で勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日は相違（昭和4年*月*日が同年*月*日となっている。）しているものの、申立人の旧姓（C）と同姓同名で、かつ、19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年8月27日に資格喪失となっている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、株式会社Aから提出された「労働者年金保険被保険者資格喪失届（副）」によると、当該未統合記録と同様に申立人の生年月日と月日が相違しているものの、申立人の旧姓と同姓同名の者が昭和20年8月27日に資格喪失している。

さらに、D組合は、健康保険組合資格得喪簿（写し）を添付し、「申立人は、昭和18年3月26日から20年8月27日まで組合員期間である。」と回答している。

一方、厚生年金保険法の定めにより、女子労働者は、昭和 19 年 6 月 1 日から被保険者として適用が開始されたものの、保険料の徴収は準備期間を置いた後の同年 10 月 1 日からとされており、年金給付の対象期間は同日（同年 10 月 1 日）からとされる取扱いとなっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 8 月 27 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該未統合となっている当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 19 年 10 月から 20 年 1 月までは 40 円、同年 2 月から同年 7 月までは 80 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月17日から同年10月16日まで
株式会社Aから昭和42年10月16日に株式会社Cへ転籍するまで継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、同年9月17日に株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、被保険者期間が1か月空白となっている。転籍に伴い事業所を異動したが継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された申立人の労働者名簿、申立人が所持する退職金計算書及び同社からの回答から判断すると、申立人は、申立期間に株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年10月16日に株式会社Aから株式会社Cへ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和42年8月の標準報酬月額が3万3,000円であることから、同額とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、雇用保険

の被保険者記録における離職日が昭和42年9月16日となっている上、厚生年金保険の被保険者記録における資格喪失日（離職日の翌日）が同年9月17日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失に係る日を記録したとは考え難いことから、事業主が同年9月17日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和35年8月15日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和35年8月29日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月22日から同年8月15日まで
② 昭和35年8月29日から36年8月21日まで
有限会社A及び株式会社Cに勤務した期間のうち、申立期間①及び申立期間②の厚生年金保険の被保険者期間が2か月及び12か月空白となっている。転籍に伴い事業所を異動したが、当該期間は有限会社Aに継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、申立人が各申立期間において有限会社Aに勤務していた旨の供述及び同社と株式会社Cが関連会社であり、両社間で人事異動が行われていた旨の供述が得られたこと、また、商業登記により各申立期間

において両社の事業主が同一であったことが確認できることから判断すると、各申立期間において両社は関連会社であり、申立人は、各申立期間に有限会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、各異動日については、株式会社Cが厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和35年8月15日であり、同日に有限会社Aから同社に35人の同僚が異動していることが両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、申立期間①における申立人の勤務先を記憶している同僚が、いずれも「申立人は、申立期間①において有限会社Aに勤務していた。」と供述しており、また、申立人が「有限会社Aから株式会社Cに異動した後、すぐに有限会社Aに戻った。」と供述しているところ、申立期間②における申立人の勤務先を記憶している同僚が、いずれも「申立人は、申立期間②において有限会社Aに勤務していた。」と供述していることから、申立期間①における有限会社Aに係る資格喪失日を35年8月15日、申立期間②における同社に係る同取得日を同年8月29日とすることが妥当である。

また、各申立期間の標準報酬月額については、申立期間①を申立人の有限会社Aにおける昭和35年5月に係るオンライン記録から1万円、申立期間②を申立人の同社における36年8月に係るオンライン記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る各申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Bは平成22年2月23日に破産手続を開始しているところ、破産管財人は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は21万3,000円、申立期間②は25万円、申立期間③は24万円、申立期間④及び⑤は24万4,000円、申立期間⑥は29万5,000円、申立期間⑦、⑧及び⑨は25万5,000円、申立期間⑩は31万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月19日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月19日
⑩ 平成19年12月20日

株式会社Aから支給された平成15年7月から19年12月まで計10回の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①は21万3,000円、申立期間②は25万円、申立期間③は24万円、申立期間④及び⑤は25万円、申立期間⑥は31万円、申立期間⑦、⑧及び⑨は25万5,000円、申立期間⑩は31万9,000円の

賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

- 2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、平成16年12月以降に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は21万3,000円、申立期間②は25万円、申立期間③は24万円、申立期間④及び⑤は24万4,000円、申立期間⑥は29万5,000円、申立期間⑦、⑧及び⑨は25万5,000円、申立期間⑩は31万9,000円とすることが妥当である。

- 3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万円、申立期間②及び③は27万円、申立期間④は26万4,000円、申立期間⑤は34万1,000円、申立期間⑥は33万2,000円、申立期間⑦は35万円、申立期間⑧及び⑨は34万9,000円、申立期間⑩は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月19日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月19日
⑩ 平成19年12月20日

株式会社Aから支給された平成15年7月から19年12月まで計10回の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①は23万円、申立期間②、③及び④は27万円、申立期間⑤及び⑥は34万9,000円、申立期間⑦は35万円、申立期間⑧及び⑨は34万9,000円、申立期間⑩は46万円の賞与を支給され、厚生

年金保険料が控除されていたことが認められる。

- 2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、平成16年12月以降に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は23万円、申立期間②及び③は27万円、申立期間④は26万4,000円、申立期間⑤は34万1,000円、申立期間⑥は33万2,000円、申立期間⑦は35万円、申立期間⑧及び⑨は34万9,000円、申立期間⑩は46万円とすることが妥当である。

- 3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①、②及び③は25万円、申立期間④及び⑤は24万4,000円、申立期間⑥は29万5,000円、申立期間⑦、⑧及び⑨は25万円、申立期間⑩は31万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月19日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月19日
⑩ 平成19年12月20日

株式会社Aから支給された平成15年7月から19年12月まで計10回の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①から⑤までは25万円、申立期間⑥は31万円、申立期間⑦、⑧及び⑨は25万円、申立期間⑩は31万5,000円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、平成16年12月以降に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①、②及び③は25万円、申立期間④及び⑤は24万4,000円、申立期間⑥は29万5,000円、申立期間⑦、⑧及び⑨は25万円、申立期間⑩は31万5,000円とすることが妥当である。

3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 20 日

株式会社Aから支給された平成19年12月の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間に27万円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、申立期間に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、27万円とすることが妥当である。

3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、

事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は36万円、申立期間②は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月19日
② 平成19年12月20日

株式会社Aから支給された平成19年7月及び同年12月の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①は36万円、申立期間②は45万円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、申立期間に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は36万円、申立

期間②は 45 万円とすることが妥当である。

- 3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は38万円、申立期間②は25万円、申立期間③は30万円、申立期間④は29万3,000円、申立期間⑤は24万4,000円、申立期間⑥は28万6,000円、申立期間⑦は25万円、申立期間⑧は30万円、申立期間⑨は30万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月19日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月19日

株式会社Aから支給された平成15年7月から19年7月まで計9回の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①は38万円、申立期間②は25万円、申立期間③及び④は30万円、申立期間⑤は25万円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は25万円、申立期間⑧は30万円、申立期間⑨は30万6,000円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、平成16年12月以降に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は38万円、申立期間②は25万円、申立期間③は30万円、申立期間④は29万3,000円、申立期間⑤は24万4,000円、申立期間⑥は28万6,000円、申立期間⑦は25万円、申立期間⑧は30万円、申立期間⑨は30万6,000円とすることが妥当である。

3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万円、申立期間②は32万円、申立期間③は40万円、申立期間④は31万2,000円、申立期間⑤は39万円、申立期間⑥は38万1,000円、申立期間⑦から⑩までは40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月19日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月19日
⑩ 平成19年12月20日

株式会社Aから支給された平成15年7月から19年12月まで計10回の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①は40万円、申立期間②は32万円、申立期間③は40万円、申立期間④は32万円、申立期間⑤から⑩までは40万円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、平成16年12月以降に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は40万円、申立期間②は32万円、申立期間③は40万円、申立期間④は31万2,000円、申立期間⑤は39万円、申立期間⑥は38万1,000円、申立期間⑦から⑩までは40万円とすることが妥当である。

3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 20 日

株式会社Aから支給された平成19年12月の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間に34万円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、申立期間に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、34万円とすることが妥当である。

3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、

事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

株式会社Aから支給された平成19年12月の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間に21万2,000円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、申立期間に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、21万2,000円とすることが妥当である。

3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、

事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万2,000円、申立期間②は27万円、申立期間③は27万5,000円、申立期間④は34万5,000円、申立期間⑤は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月19日
② 平成18年7月20日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月19日
⑤ 平成19年12月20日

株式会社Aから支給された平成17年12月から19年12月まで計5回の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①は7万5,000円、申立期間②は27万円、申立期間③は27万5,000円、申立期間④は34万5,000円、申立期間⑤は45万円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、申立期間に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞

与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は7万2,000円、申立期間②は27万円、申立期間③は27万5,000円、申立期間④は34万5,000円、申立期間⑤は45万円とすることが妥当である。

- 3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

株式会社Aから支給された平成15年7月及び同年12月の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①及び②に25万円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は30万円、申立期間③は36万円、申立期間④は39万円、申立期間⑤は29万3,000円、申立期間⑥は38万1,000円、申立期間⑦は31万5,000円、申立期間⑧は42万円、申立期間⑨は33万円、申立期間⑩は55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月19日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月19日
⑩ 平成19年12月20日

株式会社Aから支給された平成15年7月から19年12月まで計10回の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①及び②は30万円、申立期間③は36万円、申立期間④は40万円、申立期間⑤は30万円、申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は31万5,000円、申立期間⑧は42万円、申立期間⑨は33万円、

申立期間⑩は 55 万円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

- 2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、平成 16 年 12 月以降に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①及び②は 30 万円、申立期間③は 36 万円、申立期間④は 39 万円、申立期間⑤は 29 万 3,000 円、申立期間⑥は 38 万 1,000 円、申立期間⑦は 31 万 5,000 円、申立期間⑧は 42 万円、申立期間⑨は 33 万円、申立期間⑩は 55 万円とすることが妥当である。

- 3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は100万円、申立期間②及び③は50万円、申立期間④及び⑤は43万9,000円、申立期間⑥は71万3,000円、申立期間⑦は45万円、申立期間⑧、⑨及び⑩は90万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月19日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月19日
⑩ 平成19年12月20日

株式会社Aから支給された平成15年7月から19年12月まで計10回の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主から提出された賞与一覧表及び賃金台帳により、申立人が株式会社Aから、申立期間①は100万円、申立期間②及び③は50万円、申立期間④及び⑤は45万円、申立期間⑥は75万円、申立期間⑦は45万円、申立期間⑧、⑨及び⑩は90万円の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

2 当該賞与一覧表及び賃金台帳によると、平成16年12月以降に支給された賞与において、当該賞与額に見合う保険料が控除されていないが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、当該賞与一覧表及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は100万円、申立期間②及び③は50万円、申立期間④及び⑤は43万9,000円、申立期間⑥は71万3,000円、申立期間⑦は45万円、申立期間⑧、⑨及び⑩は90万円とすることが妥当である。

3 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主が履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年7月1日、資格喪失日に係る記録を26年6月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月 1 日から 26 年 6 月 1 日まで

私は、A株式会社で昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31 年 11 月 30 日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A株式会社において、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25 年 7 月 1 日に資格を喪失後、26 年 6 月 1 日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が提出した失業保険被保険者離職票及びA株式会社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が申立期間当時勤務していた事業所について、申立人と同じ職場にいたとする複数の同僚の被保険者記録は、A株式会社C支店であることが確認でき、その後いずれも昭和 26 年 6 月 1 日にA株式会社で資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立人についても同社C支店で資格を取得させる取扱いであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 7 月から 26 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、かつ 20 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る株式会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については昭和 17 年 6 月から 18 年 3 月までは 40 円、同年 4 月から同年 7 月までは 60 円、同年 8 月から 19 年 1 月までは 70 円、同年 2 月から 20 年 8 月までは 80 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 1 日から 20 年 9 月 30 日まで

私は、株式会社Aに昭和 15 年 3 月 25 日に入社し、17 年 1 月 1 日から厚生年金保険に全員加入するとの話があり自分も加入したが、20 年 9 月 30 日に資格喪失するまでの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿において、昭和 17 年 1 月 1 日（労働者年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年 6 月 1 日以降の期間）に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 9 月 30 日に資格喪失している申立人と姓名及び生年月日が同一で、申立人の基礎年金番号と同一の厚生年金保険被保険者手帳記号番号の被保険者記録が確認できる上、当該被保険者手帳記号番号の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿を確認したところ、17 年 1 月 1 日に同所で被保険者資格を取得し、20 年 9 月 30 日に資格を喪失している被保険者記録も確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳が保存されていないことから、当該被保険者記録はオンライン記録への収録が漏れたも

のと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人の記録と認められることから、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、かつ、20 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿の記録から、昭和 17 年 6 月から 18 年 3 月までは 40 円、同年 4 月から同年 7 月までは 60 円、同年 8 月から 19 年 1 月までは 70 円、同年 2 月から 20 年 8 月までは 80 円とすることが妥当である。

また、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までの期間は、脱退手当金支給済期間である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和49年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月25日から50年1月25日まで
私は、昭和49年9月25日に株式会社Aに入社したが、オンライン記録では同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は50年1月25日になっている。申立期間の給与明細書と入社日が記載された資料とを提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Aの昭和49年10月分から50年1月分までの給与明細書により、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人が提出した昭和50年1月9日付けの業務連絡「新入社員教育」資料には、申立人の入社年月日は「9.25」と記載されており、申立人が49年9月25日に当該会社に入社したことが認められる。

さらに、当該業務連絡資料に記載されている同僚21人の全員が株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、ほぼ全員が業務連絡に記載されている入社日とオンライン記録による厚生年金保険被保険者資格取得日とが一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和49年10月分から50年1月分までの給与明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と一致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社の資格喪失日が昭和55年8月31日となっており、同年9月1日に株式会社Cに入社していることとなっているが、実際には同年8月1日から株式会社Cに入社している。A株式会社、株式会社Cは社長が同一で社名を変えただけである。この1か月の空白は納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に昭和43年4月21日から勤務し、1日の空白も無く同社のD部門を分社化した株式会社Cに入社したとしているところ、申立人の雇用保険被保険者の資格記録はA株式会社の離職日が55年8月31日、株式会社Cでの資格取得日が同年9月1日となっており、申立人が主張するとおりの記録となっている。

また、当時の同僚に照会した結果、申立人の主張したとおりA株式会社と株式会社Cに継続して勤務していたとの供述が得られたほか、申立人から提出された預金通帳によると、申立期間前後の給与の振込元として、「E」の名称で継続して振り込まれていること、及びその振り込まれている金額が申立期間前後ではほぼ一定の金額となっていることを踏まえると、申立人は、A株式会社と株式会社Cの両社において、勤務形態に変更無く

継続して勤務していたと考えられる。

さらに、申立期間中にA株式会社で経理を担当していた同僚によると、「当時の資料は残ってはいないが、申立人の給与から保険料を控除していたことは間違いないと思う。ただ、保険料の納付については分からない。当時のA株式会社は、倒産、事業譲渡などで会社自体がかなり不安定で保険料の納付や手続については混乱していたのではないか。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和55年7月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行について、事業主は当時の資料等が無いため、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は昭和48年9月1日、資格喪失日は49年6月12日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月1日から49年6月12日まで

昭和48年9月1日から49年6月12日までB地にあったC店の隣のビルの地下1階にあったD店というA株式会社が経営していたE店でFとして勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録によると厚生年金保険の加入記録が無い。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の雇用保険被保険者記録があるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険番号の冒頭4桁が申立人の「*」に対して「*」となっているものの、申立人と生年月日が同じで同姓同名(G姓からH姓への氏名変更も一致)の被保険者による申立期間と同期間の記録が確認できる上、同僚からも同社が経営していたE店に申立人が勤務していたとする供述が得られたことから、当該記録は申立人の被保険者記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和48年9月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び49年6月12日に被保険者資格を喪失した旨

の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する同被保険者名簿の記録により、昭和48年9月から49年5月までの期間は7万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から48年11月まで
昭和45年11月ころ、A市で実母が国民年金の加入手続をした。保険料は義母が納付していたと思うが、実家が売却され解体時に書類等紛失してしまい、手元に何も残っていないので詳しいことは分からない。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立期間当時、A市では印紙検認方式により保険料納付が行われており、保険料納付には年金手帳が必要となるが、申立人はその義母と同居しておらず、年金手帳を義母に渡した覚えも無いとするなど、申立人から保険料納付についての具体的な事情を聞くことはできなかった。

また、申立期間の国民年金保険料納付について、保険料を納付してくれていたとするその義母は既に他界しており、納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

申立期間当時は仕事を辞め、A校に通っていたので、父が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしてきていたと思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はその父親が行っていたと申し立てているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、申立人が住民登録をしていたB市（現在は、C市）及びD市では、当時納付書による国民年金保険料の収納を行っていたとしており、申立期間について国民年金の加入手続をした場合、申立人の住所地に納付書が送られていたものと推認されることから、E町に在住していた申立人の父親が保険料を納付していたとは考え難い上、申立人は、申立期間当時、納付書が送られてきた記憶が無いとしている。

さらに、申立人は、平成3年6月1日に国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金に未加入のため、制度上国民年金保険料を納付することができない上、申立人の国民年金手帳記号番号は3年7月ころに払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月、平成元年11月から2年1月までの期間、2年6月から同年8月までの期間、3年12月、10年1月から同年3月までの期間、10年8月から11年1月までの期間及び11年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月
② 平成元年11月から2年1月まで
③ 平成2年6月から同年8月まで
④ 平成3年12月
⑤ 平成10年1月から同年3月まで
⑥ 平成10年8月から11年1月まで
⑦ 平成11年4月

私は、A区に住んでいた時に同区国民年金課から申立期間①から③までの国民年金保険料を納付するよう言われたので、同区に依頼し月1万円くらいに分割した納付書を発行してもらい納付し、会社では厚生年金保険料を差し引かれた。B市に移動しても国民年金に加入し保険料を納付した。申立期間が未納になっていることに納付できない上、重複して納付している保険料の還付を要望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、国民年金保険料と厚生年金保険料を重複して納付したとする期間から保険料を2重に納付したとして厚生年金保険の期間を除いた期間に変更し、加入手続はしていないが、家や会社の近くの銀行で保険料を納付し、B市に来てからは市役所や金融機関に行った記憶は無いとするなど、保険料の納付状況等について、申立内容が不自然であり、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付

したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料について、平成2年9月から、記憶に無いが3年中に発行してもらった10枚前後の1枚1万円の納付書により納付したと主張しているが、2年9月時点で申立期間①の保険料は時効により納付できず、申立期間②及び③は未加入期間であるため、過年度納付も制度上できない上、申立期間①から③までの保険料を合計すると5万6,600円であり、1万円の納付書を10枚前後発行されたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料をA区で納付し、B市に移ってから、同市から申立期間①から③までの保険料が未納になっているので納付するよう言われ、時期は覚えていないがまとめて納付したので、重複して納付した申立期間①から③までの保険料の還付を主張しているが、申立人がA区で保険料を納付した形跡は無く、B市においてもB市に移転した時点において、申立期間①から③までの保険料は時効により納付できないため、A区及びB市において、重複して保険料を納付した事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から54年3月まで

私の父母は、私たち姉妹の国民年金について、将来受給できる年金額が少しでも多く受給できるようにと、20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してくれた。今回、ねんきん特別便で申立期間が未納期間になっていることが分かった。母が保険料を納付してくれたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査したが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、申立人もA市から移動していないため、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年6月2日以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない上、当該時点で、申立期間のうち、50年*月から52年3月までの保険料は時効により納付できず、申立人及びその母は、過年度納付などにより保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立人の母が、申立人の姉妹二人についても国民年金の加入手続を行い、20歳から国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、その姉妹の加入手続は、20歳から4、5年後となっており、20歳からの保険料も未納になっているなど、申立人の主張に齟齬が見られる上、保険料を納付したとするその母は、納付書の形式や納付場所を覚えていないなど、納付状況が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年10月までの期間及び53年12月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年10月まで
② 昭和53年12月から54年3月まで

私は、A社を辞めた時に、母が、私の国民健康保険と国民年金の加入手続をしてくれたと聞いている。今回、ねんきん特別便が来て未加入期間があることが分かった。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続をしてくれた、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、その母は他界しており、国民年金の加入や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査したが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、申立人もB市（現在は、C市）から移動していないため、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年7月以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらず、当該時点で申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間①及び②は未加入期間であるため、制度上も納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から同年12月までの期間及び平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から同年12月まで
② 平成元年12月

昭和61年10月に離職をして厚生年金保険を抜けたときにA区役所に行き、国民年金の加入手続をして保険料を納付した記憶があり、再就職し、再び厚生年金保険に加入した62年1月には転居先のB区役所に脱退の手続をしに行ったことも覚えている。

平成元年12月にも同区役所で加入手続をしたと思うが、どちらの期間も未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、離職・就職に伴い国民年金の手続をして保険料も納付したとしているが、国民年金の加入や資格喪失手続のときに提示が必要な年金手帳を持参したかどうかや保険料の納付方法、納付した保険料額を覚えていないなど加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が現在所持している年金手帳には厚生年金保険の被保険者記号番号のみ記載され、国民年金の手帳記号番号は記載されておらず、申立人も当該年金手帳のほかに交付された手帳は無いとしている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から60年9月まで

昭和50年か51年ころ、国民年金への加入勧奨のはがきが数回届いたので、加入すると返信したところ、20歳までさかのぼった納付書がA地の団地に届いた。保険料を1回では納付することができないので、分割して納付できるようにしてもらい納付書により金融機関で納付した。交付された国民年金手帳は青色のような色合いのもので、納付したことを示す印を押すページがあり、そこに領収書を挟んで保管していたのを、その後今持っている手帳が届いたので捨ててしまった。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年か51年ころ国民年金の加入勧奨のはがきが届いたので加入手続をし、20歳までさかのぼった納付書がA地の団地に届き、そのときに交付された国民年金手帳は青色のような色合いのもので、納付したことを示す印を押すページに領収書を挟んでいたとしているが、申立人がA地に転居したのは52年10月であることが戸籍の附票により確認できる上、申立人が加入したとする当時に使用されていた国民年金手帳は印紙検認記録欄が無いオレンジ色のものであり、申立人の申述に齟齬がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から昭和62年10月ころ払い出されたと推認でき、払出時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない上、申立人が申立期間の国民年

金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、B区では、昭和50年及び51年には加入勧奨は行っておらず、62年に24歳と34歳の国民年金未加入者を対象に郵便による加入勧奨を行っていたとしており、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された62年に34歳で加入勧奨の対象者に該当していること、及び60年10月から61年3月までの保険料は過年度納付されており、加入手続き時にさかのぼって納付したとする申述と符合していることから、申立人は、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金保険料の納付状況について、当初の申立以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年6月まで

年金に未加入であることを心配した母の勧めで、私が昭和57年4月ころA区役所で加入手続をし、2年前までさかのぼって保険料を納付することにした。そのとき、手帳と複数の納付書をもらった覚えがある。このときにもらった納付書の保険料は母が出してくれ、それ以後は自分で納付書を使って銀行で納付した。母が負担してくれた申立期間の保険料の合計は14万5,000円くらいと記憶している。初めのころに私が納付した保険料の金額は覚えていないが、1か月ごとに納付できる様式の納付書で毎月納付したと思う。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をしたときに過年度の保険料を納付して以降、現年度の保険料は毎月納付したとし、申立期間の保険料の合計は14万5,000円くらいとしているが、A区では、毎月納付ができるような納付書になったのは、昭和58年度からであるとしており、申立人の申述と符合しない上、申立期間の納付に必要な保険料額にも一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年9月27日に払い出されていることが払出簿で確認でき、この時点からすると申立期間は時効により納付できない上、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付された手帳は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点においてさかのぼって納付できる最大限の期間である昭和57年7月から59年3月までの期

間について4回に分けて過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、申立期間の納付をこの過年度納付と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から49年12月まで

結婚した昭和48年2月ころ市役所から加入勧奨通知が届き、義父母にも国民年金の加入を勧められた。夫が市役所に出向き私の加入手続きしてくれた。そのときに夫の顔見知りの職員に「20歳から払ってもいくらでもないから納めてしまった方がいい」と言われ、必要な保険料額を計算してもらって、現金で一括納付した。その後は集金に来ていた婦人会の集金人に義母が夫と私の分を含め家族分の国民健康保険と国民年金を納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和48年2月ころ市役所から国民年金加入勧奨通知が届いたので、その夫が市役所に出向き加入手続きをして、そのときに20歳までさかのぼって国民年金保険料を一括納付し、その後は申立人の義母に保険料を納付してもらったとしているが、A市では48年ころ郵便物による個別の加入勧奨を行っていなかったとしている上、申立人の現年度保険料を納付していたとする義母は高齢のため直接事情を聞くことができず、保険料納付に関する状況も不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月ころ払い出され、申立人は、その後の同年3月に50年1月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが特殊台帳から確認できること、及び申立人の夫の顔見知りの職員が初めて国民年金担当部署に配属されたのは51年からであることがA市の人事記録により確認できることから、申立人は、52年当時のことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料は納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがわれぬ上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から平成 4 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から平成 4 年 7 月まで
会社退職後の昭和 52 年 6 月ころ、A 市役所で国民年金への任意加入
手続を行い、その後、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を近くの銀
行で納付したり、集金に来た銀行員に納付を依頼したりしていた。申立
期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和 52 年 6 月ころ、A 市役所で国民年金への
任意加入手続を行い、その後、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を近
くの銀行で納付したり、集金に来た銀行員に納付を依頼したりしていたと
申述しているが、申立期間当時の夫婦二人分の保険料額や 1 か月分ごと
か 3 か月分ごとに納付したなどの具体的な供述が得られないことから、納付
状況が不明である。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）、A 市の国民年金記録表及びオ
ンライン記録によると、申立期間当初の昭和 53 年 6 月 5 日付けで国民年
金任意加入被保険者資格を喪失したとする記録があることから、申立期間
は制度上国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう
かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

埼玉国民年金 事案 3423 (事案 2107 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A国から帰国した後、昭和48年3月ころにB市役所で住民票等の手続をした際に、市の職員から国民年金に加入して過去の未納分を納付するように指導されたので、それまで未納となっていた過去10年分の保険料を特例納付により納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当該期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、既に記録されている特例納付分しか確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は昭和36年4月から46年3月までの10年間分を1回で特例納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳(旧台帳)によれば、36年4月から40年3月までの期間を第2回特例納付により納付し、引き続き40年4月から41年3月までの期間を第3回特例納付により納付したことが確認できる。このことから、第3回特例納付で国民年金保険料を納付した昭和55年6月の時点では、40年4月から41年3月までの期間の保険料は未納であったと考えられ、申立人の主張と相違するところ、行政側の記録を疑わせる特段の事情は見当たらない。

申立人は、保険料納付を示す根拠として新たに親族を証人として申し立てているが、その親族からは申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを推認できる具体的な証言が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年12月まで

申立期間については、私が就職してから国民年金に加入していないことを知り、A区役所B出張所で加入手続をし、過去にさかのぼって納付したものである。なお、申立期間のうち数か月分の保険料（はっきりとは覚えていないが8か月分くらいの保険料）については、時効により納付できないと聞いたが、それ以外の国民年金については、C地のD銀行（現在は、E銀行）で納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所B出張所で国民年金の加入手続をし、過去にさかのぼって納付したとしているが、申立人の所持する国民年金手帳は、F区で発行されたものであり、申立人には、このほかの国民年金手帳を所持していたとする記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年1月から同年2月ころの時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、その時点で、さかのぼって納付が可能であった限度の昭和62年1月の保険料を過年度納付していることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、申立期間のころ大学生であり、母が「学生でも国民年金保険料を納付しなければならなくなった。」と言っていたのを覚えている。申立期間の国民年金については、母が加入手続や保険料の納付を行っていたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のころ大学生であり、申立人の国民年金保険料を納付したとする母が「学生でも国民年金保険料を納付しなければならなくなった。」と言っていたのを覚えているとしているが、大学生が強制加入被保険者となったのは、申立期間直後の平成3年4月からであり、申立期間は任意加入期間であったことから、申立内容と齟齬がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年9月から同年10月までの間に払い出されており、その時点からすると申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から62年12月まで

私は、昭和62年12月にA試験に合格し、63年7月にA登録をして父の経営するA事務所でBとして働き始めた。そのころにC組合の健康保険に加入した後、63年秋ころ国民年金に加入しようと思い、D市役所へ手続に行った。その時、市職員から年金は25年掛けないともらえないこと、また2年さかのぼって保険料を納付できることを聞き、さかのぼって納付することとした。28歳で加入手続したから26歳時点からの納付になると思ったことや加入手続時に納付書を3枚もらい納付したことを記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年秋ころD市役所で国民年金の加入手続をし、その後、さかのぼった2年分の保険料を金融機関で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年3月ころ払い出されており、払出時点からすると、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成元年 3 月まで
私が 20 歳になった時、母が A 区役所で国民年金の加入手続をしてくれた。保険料についても、母が同区役所で納付してくれたはずなので、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった時、申立人の母が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、申立人の母は、保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、オンライン記録では国民年金の未加入期間となっており、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の被保険者期間である旨の記載は無いことから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったと考えられる上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年6月から61年3月まで

私は、昭和61年3月に大学を卒業し、62年4月にA市に転入するとともに、BとしてC院に就職した。

A市への転入手続の際に、同市役所で国民年金加入手続を行い、就職したC院に勤務していた3年間に、これらの期間分の国民年金保険料とともに、20歳から就職するまでの期間の保険料についても郵便局及び金融機関で同時に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月に大学を卒業し、62年4月にA市への転入手続と同時に国民年金加入手続をし、20歳から就職するまでの国民年金保険料を61年4月からの保険料とともに過年度納付したとしているが、申立人は申立期間当時学生で、国民年金には任意加入であり、また、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には「昭和61年4月1日」と記載されていることから、申立期間は未加入期間で、同市への転入手続とともに国民年金加入手続を行った時点では、制度上さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで
昭和 41 年 10 月に A 株式会社に入社して、その後社籍は会社の都合で B 株式会社、C 株式会社へと変わったが、一貫して D 部門で仕事をして 56 年 3 月に退職した。この間の、42 年 11 月から 46 年 2 月までの年金記録が無いことが「ねんきん特別便」を受け取って判明したが、勤務はずっと継続していたので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録では、申立人は、A 株式会社で昭和 42 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、46 年 3 月 1 日に B 株式会社で被保険者資格を再取得した後、C 株式会社で厚生年金保険の適用事業所となった 48 年 8 月 1 日に同社で被保険者資格を取得していることが確認され、申立期間である 40 か月については厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

一方、申立人の雇用保険の加入記録は、A 株式会社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 42 年 11 月 1 日から 56 年 3 月 25 日までの間、申立期間を含めて、C 株式会社における被保険者としての継続した記録が確認できる上、A 株式会社における 5 人の同僚が、同社で 42 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、46 年 3 月 1 日に B 株式会社で被保険者資格を再取得した後、さらに 48 年 8 月 1 日に C 株式会社で被保険者資格を取得するまで、各事業所における被保険者期間が申立人と全く同一であることがオンラインの記録で確認できるところ、そのうち 4 人の同僚が、「厚生年金保険被保険者としての記録が無い 40 か月間についても、申立人とともに継続して勤務していた。」と供述している。

しかしながら、前述の同僚のうち3人は「事業所を確定できないが、厚生年金保険に未加入の期間があったことは、在職中から知っていた。」としており、うち一人は「厚生年金保険への未加入が発覚したため遡^{そきゅう}及して加入したが、遡^{そきゅう}及加入できなかった期間が残った。」と供述している。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿^{そきゅう}には、申立人を含む36人について、昭和48年3月29日に、46年3月1日に遡^{そきゅう}及した被保険者資格取得届が提出された記録が確認できる。

さらに、B株式会社及びC株式会社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、事情を知る社員も在職していないため当時の事情は不明としている上、申立人は、給与明細書など保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで
昭和 27 年 4 月 1 日にA社(現在は、株式会社B)に入社し、28 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同僚からは、1年間の試用期間(厚生年金保険に加入させない期間)があったとの供述が得られた上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人とともに勤務していたとする同僚の記録はいずれも申立期間後の資格取得日となっており、申立人と同じころに退職したとする同僚には被保険者記録は確認できず、ほかに同僚から申立人の厚生年金保険料の控除等について供述が得ることができない。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立事業所における加入記録は無く、C株式会社(現在は、D株式会社)において、申立期間後の昭和 28 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した記録からであり、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

また、申立期間当時の事業主は既に他界し、株式会社Bでは、申立期間当時の厚生年金保険適用等の関係書類は保存されておらず、申立人の保険料控除等については不明としている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細

書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月23日から同年11月1日まで
昭和23年3月からA株式会社に勤め、30年まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社(株式会社Bに商号変更、その後解散。)の申立期間当時の事業主は所在が確認できないため照会することができず、最後の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は無く、厚生年金保険手続に関しては不明としている上、同僚からも、事業主による申立人の保険料の給与からの控除について供述を得られない。

また、適用事業所名簿によると、A株式会社は、昭和24年3月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年11月1日に再度適用事業所となっており、同記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に記載の申立人が同社で被保険者資格を喪失した日及び再度取得した日と一致する。

なお、申立人の親族が、申立人が申立期間当時勤務していたとするC施設については、適用事業所名簿に適用事業所としての記録が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 26 日から 58 年 7 月 25 日まで
昭和 55 年 11 月から 58 年 7 月 25 日に転職するまで、A院（現在は、B院。以下「C院」という。）でパートのDとして勤務した。C院では、厚生年金保険加入についての話が無かったので、国民年金に加入していたが、平成 7 年か 8 年ごろにE社会保険事務所（当時）に厚生年金保険加入期間を問い合わせたところ、C院で 3 年間の加入記録があると知らされ、記録に加算されるとのことであった。

C院勤務ときに納めた国民年金保険料は平成 11 年に還付・充当の通知を受けたが、ねんきん特別便で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、C院での加入期間は 25 か月とあり、申立期間は国民年金加入期間となっていた。C院では勤務形態に変化は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C院の経理担当者は、「当時の資料が残っていないため、申立人の厚生年金保険加入状況及び保険料控除については不明だが、手持ちの職員一覧表の記載から、申立人は、昭和 55 年 10 月 16 日から 58 年 7 月 20 日まで在職していた。」と供述している。

一方、C院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載から、申立人が昭和 56 年 3 月 11 日付けの届出で 55 年 11 月 1 日にさかのぼって被保険者資格を取得し、58 年 1 月 11 日付けの届出で 57 年 12 月 26 日に資格を喪失し、申立人の健康保険証が返還されたことが確認できる。

これについて、申立人は、C院勤務当時は、厚生年金保険加入の話が無かったので、健康保険加入は申立人の夫の被扶養者となっていたとし、そ

の供述どおり、その夫が加入していた健康保険組合の被保険者記録により、申立人が申立期間を含め、同院勤務期間中は夫の被扶養者であったことが確認できる。

これらのことから、申立人がC院において厚生年金保険被保険者資格をさかのぼって取得したことを認識しないまま、夫の被扶養者となっていたことがうかがわれ、申立人がC院在職中に厚生年金保険被保険者資格を喪失した事情については、当時の経理担当者は既に他界していることから確認することができないものの、C院では、申立人がその夫の被扶養者となっていることが判明した時点で、申立人の被保険者資格を喪失させた可能性は否定できない。

また、同僚照会において、回答があった同僚はいずれも申立人の申立期間に係る厚生年金保険加入状況等については不明としているほか、その供述から、当時、C院では、勤務時間数によりパート職員の一部は厚生年金保険に加入していなかったこと、常勤職員でも採用後、3か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったことが認められる。

さらに、事業主は、申立期間における申立人の厚生年金保険加入状況及び保険料控除の有無について不明であるとしている上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人は、C院での厚生年金保険加入期間について、E社会保険事務所に加入期間を照会した際、「C院での3年間の加入記録がある。これを加算しても年金受給資格に1か月足りない。」と言われた記憶があるとし、その時の記憶から、厚生年金保険及び国民年金の記録を統合する過程で事務処理上の誤りがあったのではないかと主張しているが、申立人に係るオンライン記録は健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致しており、納付済みの国民年金保険料の還付・充当措置も適切に処理されていることが確認できる上、申立人の厚生年金保険加入期間はC院での25か月を含め、通算179か月（35歳以降の厚生年金保険加入者の年金受給資格である180か月の加入期間に1か月不足）であることから、「C院での3年間の加入記録」というのは申立人の記憶違いであると考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 1 日から 46 年 6 月 29 日まで

申立期間①は株式会社Aに、申立期間②はB株式会社C出張所に勤務していたが、厚生年金保険加入記録が無い。両申立期間共に厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、株式会社Aに勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aに照会したところ、同社が保管する厚生年金保険関係記録簿において、申立人は、整理番号*で昭和 34 年 8 月 11 日資格取得、41 年 12 月 1 日資格喪失と記載されているとともに、整理番号*で 42 年 3 月 1 日資格取得、同年 8 月 1 日資格喪失と記載されており、申立期間①は厚生年金保険加入の記録が無いと回答している。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）の記録は、同社が保管する申立人の厚生年金保険加入の記録と一致しており、申立人の健康保険証も当該記録に対応して昭和 42 年 1 月 21 日と同年 8 月 15 日の 2 回返却されたことが確認できる。

さらに、当時の同僚に照会したところ、複数の者は申立人を覚えているものの、当時の状況については知らないとしており、申立内容について確認できる供述等は得られなかった。

2 申立期間②については、申立人は、B株式会社C出張所に勤務し、厚

生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、B株式会社に照会したところ、同社の人事記録において申立人の氏名は確認できないとしている上、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和34年12月21日から37年10月31日までであったと回答しているところ、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、同社C出張所の厚生年金保険の適用事業所の期間は34年12月21日から37年10月31日となっていることが確認できる。

また、同社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）には申立人の氏名が無い上、申立期間②に係る雇用保険被保険者記録も存在しない。

さらに、申立人が記憶している同僚は同社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらず、同社C出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿から同僚5人を抽出して照会したが、申立人について記憶している者がいなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 59 年 5 月まで

私は、申立期間において、当時、A地にあった株式会社BでCをして勤務していた。平成元年 11 月 1 日に有限会社Dの厚生年金保険の被保険者になった時に、前の会社の株式会社Bで加入していた年金手帳を提出したような記憶がある。しかし、この間は社会保険庁（当時）の記録によると、厚生年金保険の被保険者期間になっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が名前を挙げた事業主と取締役部長の名前が商業登記簿謄本の記録と一致することから、申立人は、申立期間に株式会社Bに勤務していたことが認められる。

しかし、株式会社Bの当時の事業主は既に死亡しており、当該会社が適用事業所であったか否か確認が取れないが、当時取締役であった事業主の妻は、「私は、名目だけの取締役で会社の経営には携わっていなかったが、会社は適用事業所になったことはない。」と供述している上、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、「同僚は8人ぐらいいたが、同僚の名前は全く覚えていない。」と供述しており、同僚から情報を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間に株式会社Bで勤務していたことの記憶はあるが、当該会社が適用事業所であったか否か、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かの記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 1 日から 27 年 6 月 9 日まで
年金記録を確認した際、A 株式会社に勤務した期間も脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。B 株式会社の勤務期間は脱退手当金を請求したが、A 株式会社に勤務した期間は請求していない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 株式会社を退職後、脱退手当金を受給したことを認めているが、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、申立期間を含む昭和 26 年 7 月 1 日から 31 年 6 月 9 日までの被保険者期間について脱退手当金の支給を示す記載がある上、B 株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 4 か月後の 31 年 9 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、脱退手当金を受給したとする期間とその前の申立期間である被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金受給後の被保険者期間は別の番号になっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

なお、B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人と同様に同社の前に別の事業所において被保険者期間のある 4 人全員が、当該被保険者期間も併せて脱退手当金が支給されて

いることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 11 月 1 日まで
② 昭和 51 年 1 月 26 日から 52 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①当時は、A地にあったB株式会社、申立期間②当時は、C地にあったDのE株式会社（現在は、F株式会社）に勤務し、いずれも事務をしていた。昭和 52 年 2 月 1 日にE株式会社を退職してしばらくした 52 年 5 月 4 日に、最初に勤務したB株式会社勤務分の厚生年金保険と合わせて旧姓のG名で一時金を受け取ったことになっていた。

当時は結婚してH姓になっていたはずで、受給した記憶が全く無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していたE株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」のマークが記載されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 52 年 5 月 4 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、旧姓のG名で脱退手当金を受給しているのはおかしいとしているところ、厚生年金手帳記号番号払出簿には当時のE株式会社在职中の昭和 51 年 4 月 * 日に I に氏名変更している記載があり、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び労働者名簿には当初から申立人の氏名は I 名で記載されており、当時の失業保険被保険者証も氏名変更（「51 年 2 月 * 日氏名・ふりがな改訂」の押印あり）され

ており、旧姓で脱退手当金を受給したという事実が認められない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで
私の厚生年金保険について、平成 21 年に A 社会保険事務所（当時）の職員から、株式会社 B における 7 年 8 月から 8 年 2 月までの期間の標準報酬月額が引き下げられていることを知らされたが、その当時同社からの給与は従前のおり受け取っており、標準報酬月額が引き下げられたのは知らなかった。申立期間の私の標準報酬月額は 53 万円であったと思われるので、正しい金額に記録を訂正してほしい。なお、同社は C であり、私は同社 D 及び E として勤務し、同社取締役にも就任していたが、名前だけであり、経営には全く関与してはいなかった。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が取締役として勤務していた株式会社 B が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 8 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 8 日に、申立人の 7 年 8 月から 8 年 2 月までの標準報酬月額が、53 万円から 9 万 2,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

また、元事業主によると、当時、保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）から申立人を含む取締役 6 人の標準報酬月額を減額訂正する旨の届出書を提出するよう指導を受けたと供述しており、オンライン記録において、当該事業所の閉鎖登記簿謄本で当時取締役であったことが確認できる者のうち、ほか 5 人の標準報酬月額が同様に訂正処理されていることが確認できる。

これらのことから、事業主は、滞納保険料を減額するため、社会保険事務所の不適切な指導に基づき虚偽の届出を行ったものと推認され、その結果、社会保険事務所において事実と異なる処理が行われたことが明らかで

あり、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

しかしながら、元事業主は「申立期間当時の代表者は夫であったが、申立期間の標準報酬月額^の訂正については、当時の取締役会で、申立人を含む各取締役の同意を得てその手続を行ったことを当時の計理士から聞いた。」と供述しており、申立人は、申立期間の標準報酬月額^の訂正処理については、当時、同意していたものと推認できる。また、その補完資料として元事業主から提出のあった平成8年4月15日付けの同事業所の取締役会議事録^{写し}において、決定事項の一つとして「厚生年金保険料^の遡及分については、18か月分割で会社から各役員に戻す。」との記述が確認でき、申立人を含む取締役7人の署名及び押印が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所において取締役であった申立人が自らの記録訂正処理に同意しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 52 年 6 月まで

株式会社AからB株式会社に転籍した昭和 49 年 2 月の標準報酬月額が、転籍前と比して5万円も減額されており、改ざんの疑いのある標準報酬月額が 52 年 6 月まで続いている。事業所は、転籍に当たり給与等については変更しないとの約束であった。

調査の上、本来の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前は株式会社Aに在籍し、転籍前の昭和 49 年 1 月の標準報酬月額が 12 万 6,000 円であったが、当該事業所の一部が分離独立して発足したB株式会社に同年 2 月に転籍し、申立人の勤務場所及び業務内容に変更は無く、給与等について転籍に係る変更は行わない約束であったが、転籍後の標準報酬月額は健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、著しく減額された記録となっていると主張している。

しかしながら、株式会社A及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に両社間で記録がある同僚8人の標準報酬月額の記録は、3人が転籍前より減額となっており、5人が増額となっているところ、複数の同僚から問題ない旨の供述が得られている上、元事業主は、「転籍にあたり、総務部として当然、査定をしていると思う。」と供述している。

また、B株式会社は平成 10 年 6 月 13 日に、株式会社Aは昭和 61 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時のB株式会社の事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる

賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除について確認ができないとしている。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もみられない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで
昭和 28 年 4 月に姉の紹介で A 基地の B として入職した。C 事務所に D を行い、給与は事務所の人事課から支給されたのを記憶している。同じ職種のエは厚生年金保険が支給されていると聞いている。厚生年金保険被保険者記録が漏れているのは納得できない。調査して被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、F 町（現在は、G 市）の A 基地内の H の B として、勤務していたとしている。

しかしながら、申立期間当時、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日付け保発第 51 号）において、同基地の宿舍施設等の非軍事的業務に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされており、申立期間について申立人は、基地内の B として勤務していたと主張していることから、同通知に基づき厚生年金保険は加入させていなかったものとうかがえる。

また、当時、同じ職種の同僚によると「昭和 25 年 7 月から 28 年までの 3 年間は I として勤務していたが厚生年金保険には加入しておらず、28 年 12 月に事務の仕事に携わってから厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、オンライン記録から申立期間において申立人がほかの事業所に適用された事実は確認できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者とされている複数の同僚に

申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、A所（現在は、B所）にCとして勤務していた期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間について被保険者記録が無かったが、高校を卒業して、すぐに同所で勤務したので記録が無いのはおかしい。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所（整理記号：*）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で、同所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 4 月 1 日以降、同所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認したところ、40 年 4 月 1 日より前に申立人が資格を取得した記録は無く、オンライン記録と一致しているほか、申立人が同僚として名前を挙げた者の氏名も確認できなかった。

また、事業所名検索をしたところ、「A所（整理記号：*）」のほかに、「A所（整理記号：*）」が確認できたが、「A所（整理記号：*）」は昭和 34 年 2 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかにA所という名称の適用事業所は確認できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険手帳記号番号（*）は、昭和 40 年 5 月 6 日に払い出され、A所（整理記号：*）における資格取得日は、同年 4 月 1 日であることが確認できる。

加えて、B所は、申立人に係る人事記録等の資料を保管していないため、申立人が申立期間にA所に勤務していたかについては不明としている。

なお、申立人が事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 26 日から 45 年 2 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

申立期間①について、昭和 44 年 4 月 1 日にA株式会社B施設にCとして入社し、同年 9 月 26 日まで勤務した。その後、同じ会社が経営するD地のE施設に転職したが、転職後から 45 年 2 月 1 日までの厚生年金保険被保険者としての記録が無い。この間について、厚生年金保険の被保険者としての記録があると思うので被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、昭和 47 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、F地の「G」に勤務した。「G」は当時株式会社（本社はH地）であったので、厚生年金保険・健康保険とも加入し、保険料も引かれていたと思う。確認できる資料は無いが、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの申立人が株式会社AのE施設に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時社会保険事務手続をしていた上司は、「B施設から来たとは知らなかった。Iをあっせんする会の紹介で来たと思う。B施設から転勤で来たのであれば、異動なので、空白の期間は無いはずである。」と述べているとともに、当時を知る事業主関係者は「Iについては、Iをあっせんする会があり、そこから紹介されてきた人については、様子見という見習いの期間があり、半年ほど年金の記録が無いのも当時としては不思議ではない。」と述べている。

また、申立人も「B施設の退職では、あるいきさつがあったため「J」というIをあっせんする会に加入していた先輩の紹介でE施設に入った。転勤ではない。」と述べていることから、申立人は、当該Jに所属していた先輩を介し、株式会社AのB施設とは関わりなく同社のE施設へ入社したと推認される。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除及び納付について、事業主は、当時の関係者が現在、在籍しておらず、書類も保存していないため不明としている。

加えて、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの申立人が株式会社GのK支店に入社し、勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の事業主関係者は、「Cさんは、出入りが激しいのでIをあっせんする会を通じて受け入れており、大体1年ぐらいは様子見という見習いの期間があった。厚生年金保険に入っていないのはそういう期間だったと思う。」と述べているとともに、株式会社Gの支店長の一人は、「当時、株式会社Gはいくつか支店があり、IについてはIをあっせんする会がまとめてくれて、それを受け入れていた。6人でも7人でもそっくり入れ替わる場合もあり、年金に加入させるまでの様子見の期間がどれぐらいあったのか我々には分からなかった。」と供述している。

これに関して、営業担当であった同僚の一人は、申立人について「当時のLが申立人を連れて一緒に入社してきた。」と述べているとともに、申立人自身も、当時、「J」に加入していたと述べていることから、申立人が当該LとともにIをあっせんする会を介して、株式会社GのK支店に入社し、勤務していたことがうかがえる。

また、申立人及び複数の同僚の供述により、申立期間②に株式会社GのK支店のMで申立人と一緒に勤務していたと認められる4人（申立人及びLを含む。）について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても被保険者記録は確認できなかった。

さらに、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除及び納付について、事業主関係者は、会社は平成13年に解散しており、当時の書類も保存していないため不明としている。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
申立期間について、株式会社A（現在は、株式会社B）に在籍し、C株式会社D部に勤務していたが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が空白となっていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間において、株式会社Aに在籍していたことが認められる。

しかしながら、事業主が提出した資料（健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書）に記載されている平成 13 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、オンライン記録において同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者と整理番号及び氏名が一致しており、当該資料に申立人の氏名の記載は無かった。

また、同僚一人は「入社後、2か月から3か月经つと厚生年金保険被保険者資格を取得させる旨の説明が事業主からあった。実際に株式会社Aに入社してから、3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と供述している。

さらに、事業主は申立てに係る照会について、当時の資料が無く不明と回答しており、当時の同僚は申立てに係る照会について、申立人を知らず不明と回答しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月から40年9月26日まで

A株式会社に昭和33年8月から40年9月26日までB担当として勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によれば、厚生年金保険が未加入になっている。

しかし、結婚時期、母子手帳、仕事内容及びC組合から同社の健康保険委員を委嘱されていたことも併せて考えると、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立期間において、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人について具体的に供述している複数の同僚は、申立人の雇用形態は非常勤であり、出退勤時間等の勤務条件は常勤であった自分たちと違っていたとしている。

なお、申立期間のうち、昭和34年11月1日以降の期間については、別事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該事業所が加入していたC組合から入手した同事業所の昭和38年に書き換えられた事業所別被保険者名簿によれば、申立期間と資格の取得と喪失がほぼ一致する記録を持つ同僚の周辺に、申立人の記録は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号は連番であり欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。